

山形県水資源保全条例施行規則

制定 平成25年3月29日 県規則第60号

一部改正 平成25年9月27日 県規則第80号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(水資源保全地域)

第3条 条例第9条第1項の公共の用に供される水に係る取水地点及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、水資源を保全するため適正な土地利用を図る必要があるものとして規則で定めるものは、水道の原水、農業、林業又は漁業の用に供される水、工業用水、融雪の用に供される水その他これらに類する水に係る取水地点及びその周辺の区域並びに当該取水地点に係る集水区域及びその周辺の区域（農地法（昭和27年法律第229号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令により土地の所有、使用又は収益について許可、認可等を要する区域（当該取水地点における取水量を確保するために必要と認められる区域及び森林等の水源を養う機能を維持を図る必要があると認められる区域を除く。）を除く。）で当該集水区域及びその周辺の区域における開発行為が当該取水地点における取水量に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるものとする。

(水資源保全地域の指定に係る意見の聴取)

第4条 条例第9条第5項の規定による意見の聴取（以下「意見聴取」という。）に当たっては、同条第4項の規定により意見書を提出した者に対し、意見聴取の日時及び場所をその期日の1週間前までに書面により通知するものとする。

2 意見聴取は、公開により行うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(水資源保全地域における土地取引等の事前届出)

第5条 条例第10条第1項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、賃借権、地上権、地役権、質権及び使用貸借による権利とする。

2 条例第10条第1項の規定による届出は、別記様式第1号による届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を明らかにした地形図

(2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地の所有権等を有することを証する書面の写し

4 条例第10条第1項第6号の規則で定める事項は、土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況とする。

- 5 条例第10条第2項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に掲げる森林整備法人である場合
 - (2) 土地売買等の契約が、当該土地の所有権等の移転又は設定に関し農地法第3条第1項の規定による許可を要するものである場合又は同項各号のいずれかに該当するものである場合
 - (3) 電柱（支柱、支線等を含む。以下同じ。）、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行うために土地売買等の契約を行う場合
- 6 条例第10条第7項の規定による変更の届出は、別記様式第2号による変更届出書を提出して行うものとする。
- 7 前項の変更届出書には、当該変更に係る第3項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（水資源保全地域における開発行為の事前届出）

- 第6条 条例第11条第1項の規則で定める土地の形質の変更は、土石の採取、鉱物の掘採、土地の開墾、盛土、切土及び土砂の堆積とする。
- 2 条例第11条第1項の地下水を採取するための設備の設置その他の行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。
 - (1) 地下水又は地表水を取水するための設備の設置
 - (2) 建物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - (3) 立木の伐採
 - 3 条例第11条第1項の規定による届出は、別記様式第3号による届出書を提出して行うものとする。
 - 4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 開発行為を行おうとする位置を示す図面
 - (2) 開発行為を行おうとする土地の区域の状況を明らかにした図面及び写真
 - (3) 開発行為に係る平面図、立面図、断面図、構造図その他の開発行為の施行方法の表示に必要な図面
 - 5 条例第11条第1項第4号の規則で定める事項は、開発行為に着手しようとする日及び開発行為の完了の予定日とする。
 - 6 条例第11条第2項第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可を要する行為若しくは同項第3号に該当する場合に係る行為、同法第10条の8第1項の規定による届出を要する行為若しくは同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為、同法第34条第1項の規定による許可を要する行為、同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為、同条第2項の規定による許可を要する行為若しくは同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為又は同法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出を要する行為
 - (2) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項又は第11条第1項の規定による許可を要する行為
 - (3) 山形県地下水の採取の適正化に関する条例（昭和51年3月県条例第16号）第7条第1項の規定による届出を要する行為又は同条第2項各号のいずれかに該当する場合に係る行為
 - 7 条例第11条第2項第6号の規則で定める場合は、次に掲げる行為を行う場合とする。
 - (1) 電柱、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築

(2) 建物その他の工作物の補修等通常管理行為

- 8 条例第11条第6項の規定による変更の届出は、別記様式第4号による変更届出書を提出して行うものとする。
- 9 前項の変更届出書には、当該変更に係る第4項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(身分証明書の様式)

第7条 条例第12条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第5号によるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月一部改正)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県知事 殿

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

水資源保全地域内土地取引等届出書

山形県水資源保全条例第10条第1項の規定により、山形県 地区水資源保全地域内における土地売買等の契約を締結する予定のため、次のとおり届け出ます。

1 契約の当事者に関する事項

土地の所有権等の移転又は設定をしようとする者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	
	職業	
土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	
	職業	
<input type="checkbox"/> 未定		
契約に係る権利の種別及び内容	種別： <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 質権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利	
	内容： <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定	
	所有権以外の場合で存続期間を定める場合	存続期間 年 月 日から 年 月 日まで
契約締結予定年月日	<input type="checkbox"/> 予定あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> 未定	

2 土地に関する事項

土地の所在	地目	面積	現況
		m ²	
		m ²	
		m ²	
合計	筆	m ²	
土地の所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的	<input type="checkbox"/> 現況と同じ <input type="checkbox"/> 現況と異なる () <input type="checkbox"/> 未定		
土地の所有権等の移転又は設定後における土地の管理予定者	<input type="checkbox"/> 予定あり () <input type="checkbox"/> 未定		

- (注) 1 該当する項目の□にレ印を記入し、()内に必要な事項を記入すること。
 2 「土地の所在」の欄は、届出に係る土地について1筆の土地ごとに記入すること。
 3 「地目」及び「現況」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により記入すること。

山形県知事 殿

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

水資源保全地域内土地取引等変更届出書

山形県水資源保全条例第10条第1項の規定により山形県 地区水資源保全地域内における土地売買等の契約に関し届け出た事項に変更があったので、同条第7項の規定により次のとおり届け出ます。

土地取引等の届出年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更の事項		
変更内容	変更前	変更後

山形県知事 殿

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

水資源保全地域内開発行為届出書

山形県水資源保全条例第11条第1項の規定により、山形県 地区水資源保全地域内において
開発行為を行う予定のため、次のとおり届け出ます。

目 的								
行 為 地	郡 町 市 村	大字	字	番	地目	面積	m ²	
開発行為の種類 及び内容	種類	内容						
		<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採					
			採取（掘採）方法	<input type="checkbox"/> 露天掘 <input type="checkbox"/> 坑道掘 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
			採取（掘採）量					
		採取（掘採）設備						
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾	施行設備						
		<input type="checkbox"/> その他（ ）						
	<input type="checkbox"/> 地下水等の取水設備の設置	<input type="checkbox"/> 地下水	揚水機の吐出口の断面積					m ²
			<input type="checkbox"/> 地表水	平均1日採取（予定）量				
	<input type="checkbox"/> 建物その他の工作物の新築等	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> その他の工作物（ ）						
<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築								
敷地面積								
<input type="checkbox"/> 立木の伐採	樹種							
	伐採種別	<input type="checkbox"/> 主伐（ <input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 単木択伐 <input type="checkbox"/> 塊状択伐） <input type="checkbox"/> 間伐						
	伐採面積							
施 行 者	住所又は所在地							
	氏名又は名称					電話番号		
開発行為に着手しようとする日								
開発行為の完了の予定日								
備 考								

(注) 1 該当する項目の□にレ印を記入し、（ ）内に必要な事項を記入すること。

2 「備考」の欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可等を要するものである場合にその旨を記入すること。

山形県知事 殿

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

水資源保全地域内開発行為変更届出書

山形県水資源保全条例第11条第1項の規定により山形県 地区水資源保全地域内における開発行為に関し届け出た事項に変更があったので、同条第6項の規定により次のとおり届け出ます。

開発行為届出年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更の事項		
変更内容	変更前	変更後

様式第5号

(表)

第	号	身 分 証 明 書		
写 真	所 属			
	職 名			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日生
上記の者は、山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第12条第2項の規定により立入調査等を行うことができる者であることを証明する。				
年 月 日				
山形県知事				印

(裏)

山形県水資源保全条例抜すい

(報告の徴収及び立入調査)

第12条 知事は、第10条第1項若しくは第7項の規定による届出をすべき者又は前条第1項若しくは第6項の規定による届出をすべき者に対し、この条例の施行に必要な限度において、当該届出に係る土地売買等の契約又は開発行為に関する事項について必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水資源保全地域内の土地売買等の契約に係る土地又は開発行為に係る土地に立ち入り、当該土地売買等の契約若しくは開発行為に関する事項について調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。